

経済産業省におけるGXの取組動向

経済産業省 産業技術環境局 GX推進企画室

1. 直近のGX動向

世界におけるカーボンニュートラル宣言の状況

- 日本は、2030年に温室効果ガスの2013年比46%減を目指す、さらに50%減の高みを目指すと表明。2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ（＝カーボンニュートラル）を目指している。
- 世界でもカーボンニュートラル（CN）目標を表明する国・地域が急増し、そのGDP総計は世界全体の約94%。

期限付きCNを表明する国地域の急増

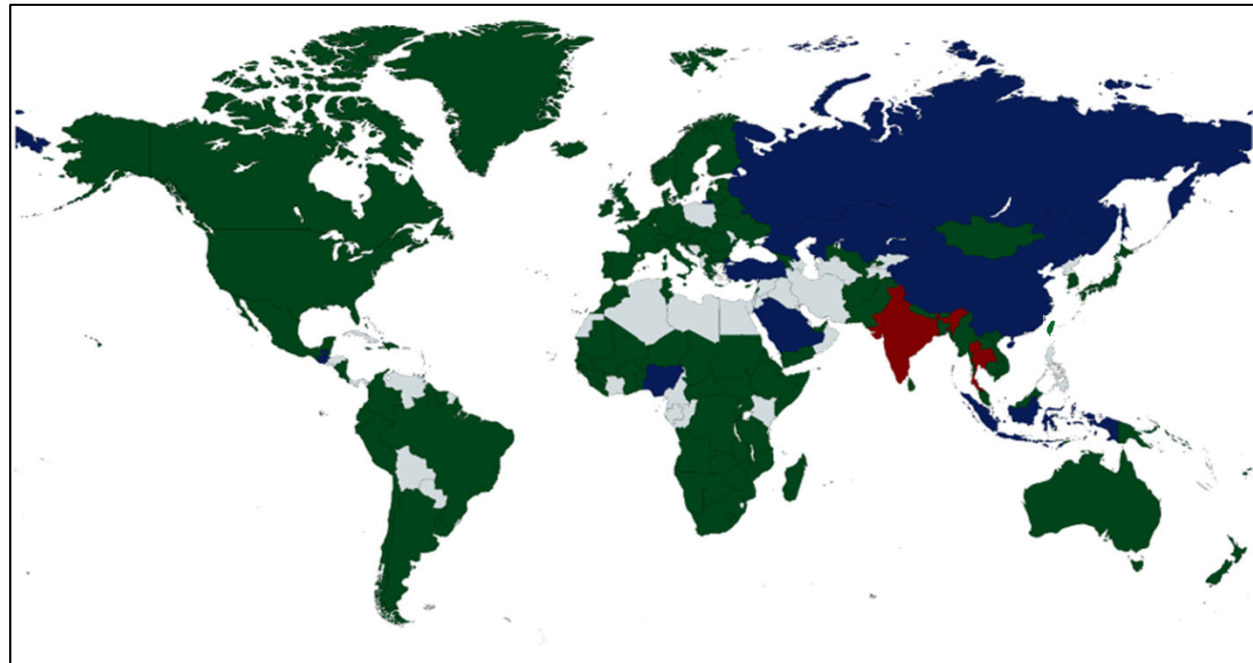
COP25
終了時（2019）

- 期限付きCNを表明する国地域は121
（世界GDPの約26%）

2023年5月

- 期限付きCNを表明する国地域は158
（世界GDPの約94%）

CN表明国地域（2023年5月）



カーボンニュートラルを巡る動向

- 2020年10月、我が国は、2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言。また、翌年4月には、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を発表。世界各国においても、カーボンニュートラルを宣言する国や企業が急増。
- 国家・金融・産業界のそれぞれで、気候変動対策と統合的な戦略が、国際競争力の前提条件となるグリーントランスフォーメーション（GX）時代に突入。

各国の対応

<期限付きCNを表明する国地域の急増>

COP25
終了時
(2019)

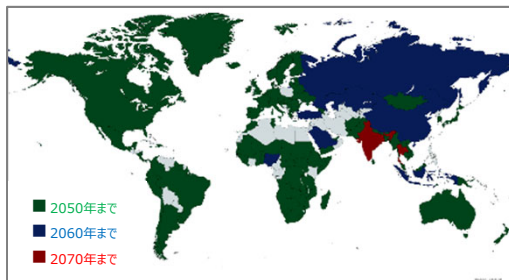
- 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約**26%**を占める

COP26
終了時
(2021)

- 期限付きCNを表明する国地域は154、世界GDPの約**90%**を占める

(出所) World Bank, World Development Indicators, GDP (constant 2015 US\$)

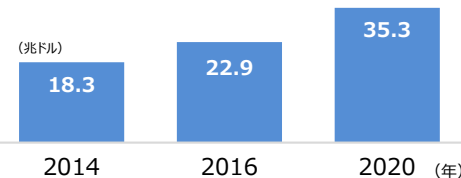
(参考) COP26終了時点のCN表明国地域



金融機関の動き

<世界的なESG投資額の急増>

- 全世界のESG投資の合計額は、2020年に35.3兆ドルまで増加



(出所) GSIA「Global Sustainable Investment Review」

<企業情報開示・評価の変化>

- 気候変動が企業に対して及ぼす財務的影響について開示する任意枠組み「TCFD」に対し、世界で4,872の金融機関等が賛同（2023年10月12日現在）
- また、「TCFD」は、情報開示だけでなく、インターナル・カーボンプライシングの設定も推奨

産業界の対応

<サプライチェーン全体の脱炭素化>

- 国内外で、サプライチェーンの脱炭素化とそれに伴う経営全体の変容（GX）が加速

海外	Microsoft	2030年まで
	Apple	2030年まで
国内	リコー	2050年まで
	キリン	2050年まで

カーボンニュートラル表明

<GX時代における新産業の萌芽>

- 商品価格・機能に加えてカーボンフットプリントが購買判断の基準になるような、消費行動の変容を促す新産業が発展
- また、脱炭素関連技術の開発・社会実装について、大企業のみならず、スタートアップが主導するケースも増加

【参考】

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 【GX推進法】の概要（2023年5月成立）

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- ・ 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

（2）GX経済移行債の発行

- ・ 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- ・ GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

（4）GX推進機構の設立

- ・ 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
（GX推進機構の業務）【第54条】
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・ 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）
- ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入
 - ・ 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】
- ② 排出量取引制度
 - ・ 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
 - ・ 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

（5）進捗評価と必要な見直し

- ・ GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- ・ 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

成長志向型カーボンプライシング構想

- **今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現**するため、国が総合的な戦略を定め、GX投資を前倒しで取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設。

(1) 「GX経済移行債」(仮称)を活用した先行投資支援(今後10年間に20兆円規模)

※発行したGX経済移行債については(2)のカーボンプライシングにより、**2050年までに償還**。

(2) カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

- ・ 炭素排出に「値付け」することでGX関連製品・事業の収益性を向上させ、投資を促進
- ・ GXに取り組む期間を設けた後、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げる方針を予め示す
- ・ エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本

① 多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

+ 発電事業者「有償オークション」(特定事業者負担金)を段階導入【2033年度～】

② 「炭素に対する賦課金」(化石燃料賦課金)の導入【2028年度～】

※既存の類似制度における整理等を踏まえ、適用除外を含め必要な措置を当分の間講ずることを検討

③ 「GX推進機構」の創設

※排出量取引の運営、負担金・賦課金の徴収、金融支援等を実施。

(3) 新たな金融手法の活用

(4) 国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

→これらの取組は、官民でのGX投資の進捗状況、国際動向や経済への影響なども踏まえて、「GX 実行会議」等において進捗評価を定期的の実施し、それを踏まえて必要な見直しを効果的に行う。

「炭素に対する賦課金」の制度設計

- 多排出産業だけでなく、広くGXへの動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「炭素に対する賦課金」を導入。
 - **対象者**
 - ✓ 化石燃料の輸入事業者等
 - **導入時期**
 - ✓ 直ちに導入するのではなく、GXに集中的に取り組む5年の期間を設けた上で、2028年度から導入する
 - **負担水準など**
 - ✓ 最初は低い負担で導入し、徐々に引き上げ。
 - ✓ エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することを基本。「排出量取引市場」の炭素価格が最終的には市場で決定されること等も踏まえて、「炭素に対する賦課金」の負担率等を決定できる制度設計が必要。

【参考】 その他

- 「有償オークション」（特定事業者負担金）、「炭素に対する賦課金」（化石燃料賦課金）の一元的な執行等を実施する主体として、「GX推進機構」を創設。
- これら実施のために必要となる詳細な規定の一部については、必要な議論・検討を行った上で、2年以内に措置。

GXリーグにおける取組概要

- カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する枠組み。

参画企業に求められる取組

- ① **自らの排出削減**（自ら目標設定、挑戦、公表）
 - ◆ 自らが、2050年カーボンニュートラルと整合的な2030年削減目標（+中間目標）を設定・公表
 - ◆ 目標未達時は、排出量取引の実施状況を公表
 - ◆ 国の削減目標（46%）より野心的な目標を奨励（目標を超過した削減分は、取引可能）
- ② **サプライチェーンでの排出削減**
 - ◆ 自らの削減だけでなく、サプライチェーン全体での削減を牽引（上流側の事業者に対する、省エネ等の取組支援・下流側の需要家・生活者に対する、自社製品の環境性能の訴求）
 - ◆ 定量的な目標設定を奨励
- ③ **グリーン市場の創造**
 - ◆ 使用時の排出を低減する（削減貢献する）新製品や、脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）の市場投入
 - ◆ 自らも、グリーン製品調達・購入を奨励



GXリーグでの主な活動

①自主的な排出量取引(GX-ETS)

- ・ 各社が掲げる自主的な排出削減目標の達成に向けたプレッジ&レビューの枠組み。
- ・ 一定規模以上の事業者は目標達成の手段として排出量取引を実施。
- ・ 第2フェーズ以降の政府指針策定に向けた議論。

②市場ルール形成

- ・ 官民連携でのルール形成の促進に向け、様々なアジェンダに関するWGをGXリーグ内に設置。
- ・ 事務局によるアジェンダ設定だけでなく、参画企業の発意によるルール形成の取組を事務局がサポート。

③ビジネス機会の創発

CNを前提とした未来における新たなビジネスアイディアの実現に向け、生活者等とのコミュニケーションや企業間の共創を促進。

④ベストプラクティス共有(GXスタジオ)

- ・ 気候変動対応に関する実務上の課題・関心事項について、事例共有・ディスカッションを実施。
- ・ 課題解決に向けた企業間のネットワーキングを促進。

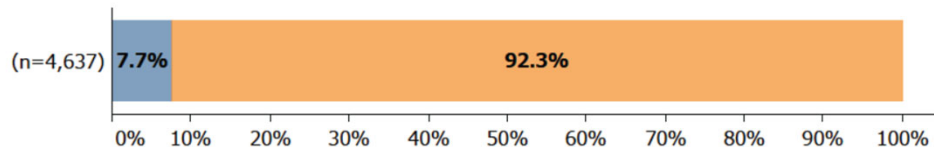
2. 中小企業におけるカーボンニュートラル の影響と支援策について

取引先からのカーボンニュートラルに向けた協力要請状況

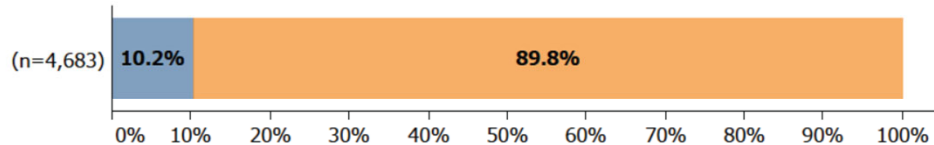
- 取引先からのカーボンニュートラルに向けた協力要請は年々増加傾向にある。
- 協力要請はどの取引段階においても一定割合は要請があったと回答しており、取引段階に関係なく、カーボンニュートラルの取組が必要。

第1-2-10図 取引先からの温室効果ガスの把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請状況

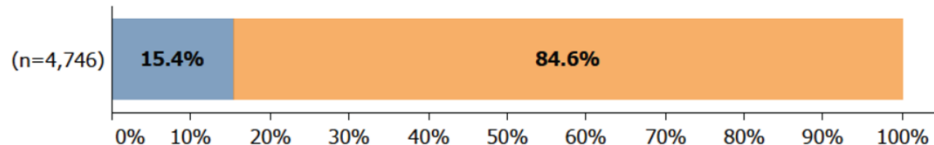
2020年（2年前）



2021年（1年前）



2022年（現在）

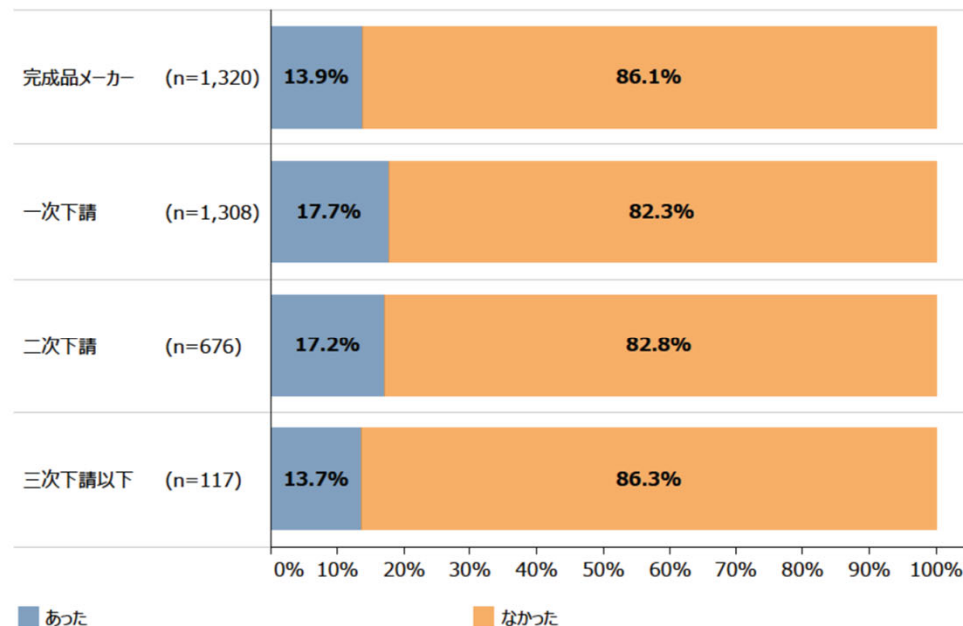


■ あった ■ なかった

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

（注）取引先からの温室効果ガスの排出量把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請について「分からない」を除いて集計している。

第1-2-11図 取引上の地位別に見た、取引先からの温室効果ガスの把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請状況



■ あった ■ なかった

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

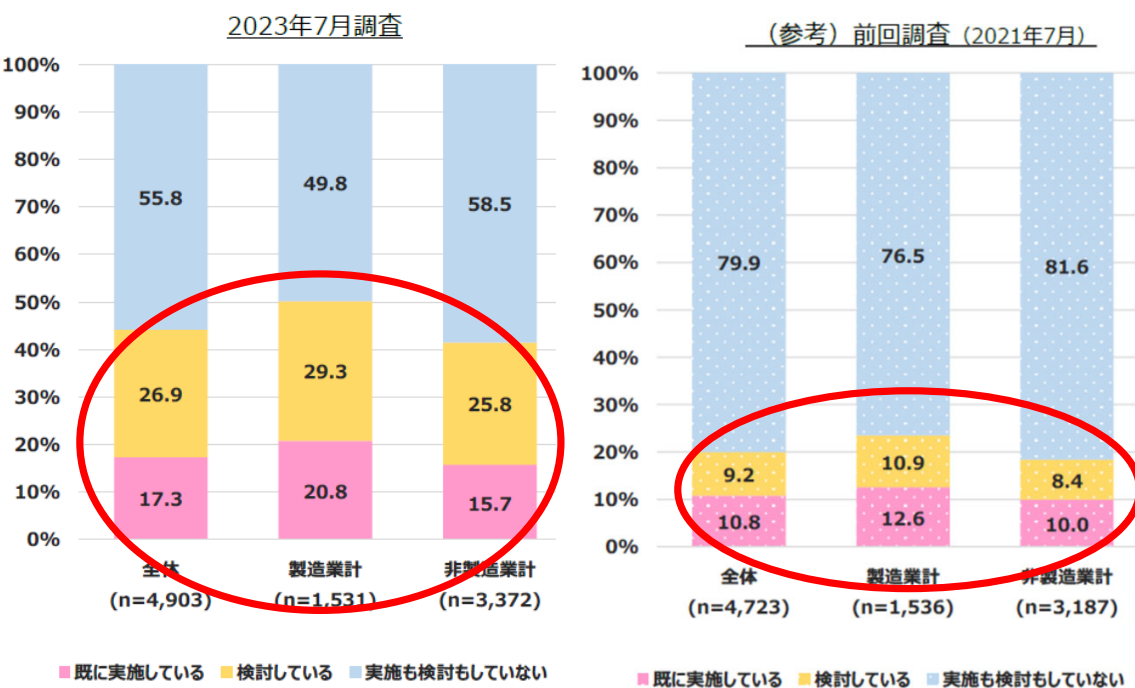
（注）1.取引先からの温室効果ガスの排出量把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請状況は、2022年（現在）時点について、「分からない」を除いて集計している。

2.取引上の地位（サプライチェーン上の立ち位置）について、「当てはまるものはない」を除いて集計している。

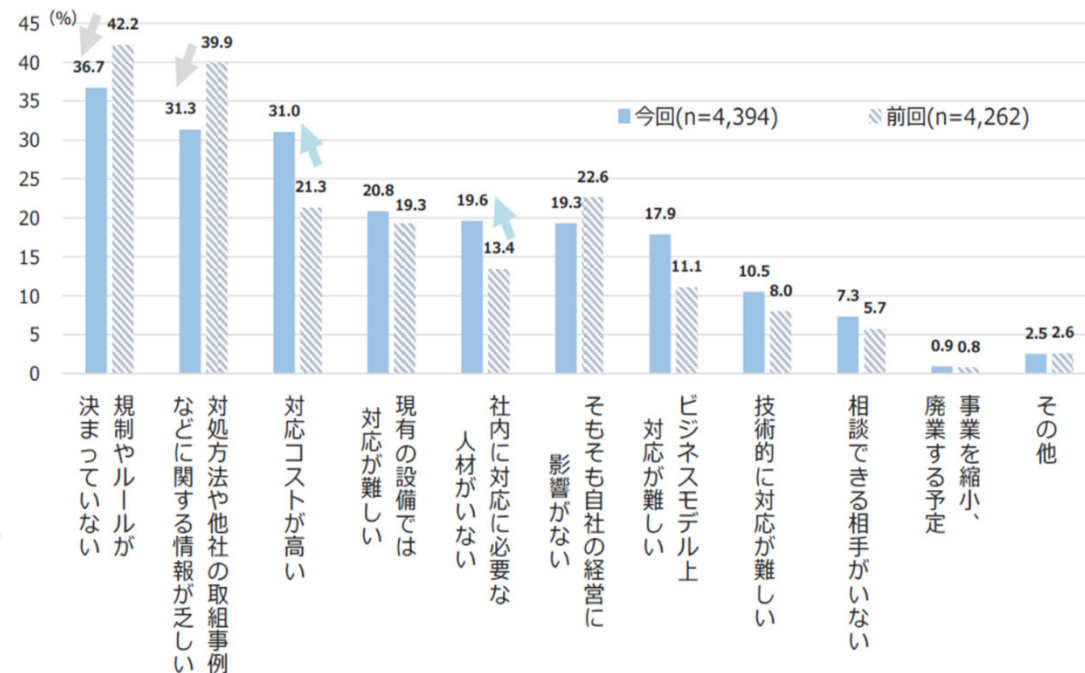
【参考】中小企業におけるカーボンニュートラルの取組状況

- 中小企業においても2年前に比べてカーボンニュートラルに関する取組や意識は大幅に増加。
- カーボンニュートラルに向けた取組の課題や実施しない理由について、規制やルールが決まっていないことや情報が乏しいと回答する社が減少した一方で、対応コストが高いと回答する者やが大きく増加。

カーボンニュートラルの影響への方策の実施・検討状況



【方策を実施・検討するうえでの課題や実施しない理由-前回 (2021年7月) 比較 (複数回答可)】



【出所】 2023年7月 中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査 (商工中金)

中小企業がカーボンニュートラルに向けて取り組むメリット

産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 第8回合同会合 (5月13日)「クリーンエネルギー戦略 中間整理」より抜粋

- 中小企業がカーボンニュートラル（CN）に取り組むことは、省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、製品や企業の競争力向上の点において経営力強化にもつながり得る。
- また、設備投資に伴う排出削減量をクレジット化して売却すれば、投資コストを低減できる。（但し、クレジット化して売却すると、自らの削減とは主張できなくなることに留意が必要。）

（１）省エネによるコスト削減

- 計画的・効果的な投資やプロセス改善により、エネルギーコストを削減。
- ただし、知見・ノウハウや人材が不足しているほか、初期投資の高い設備投資は財務基盤の脆弱性故に進みにくい。
- エネルギー使用量を把握して削減ポテンシャルを検証することなどを通じて、一層の省エネ・省CO2に取り組むことが重要。

（２）資金調達手段の獲得

- 金融機関がESG投資を推進しているため、温暖化対策の状況を加味した融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大（サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ファイナンス等）

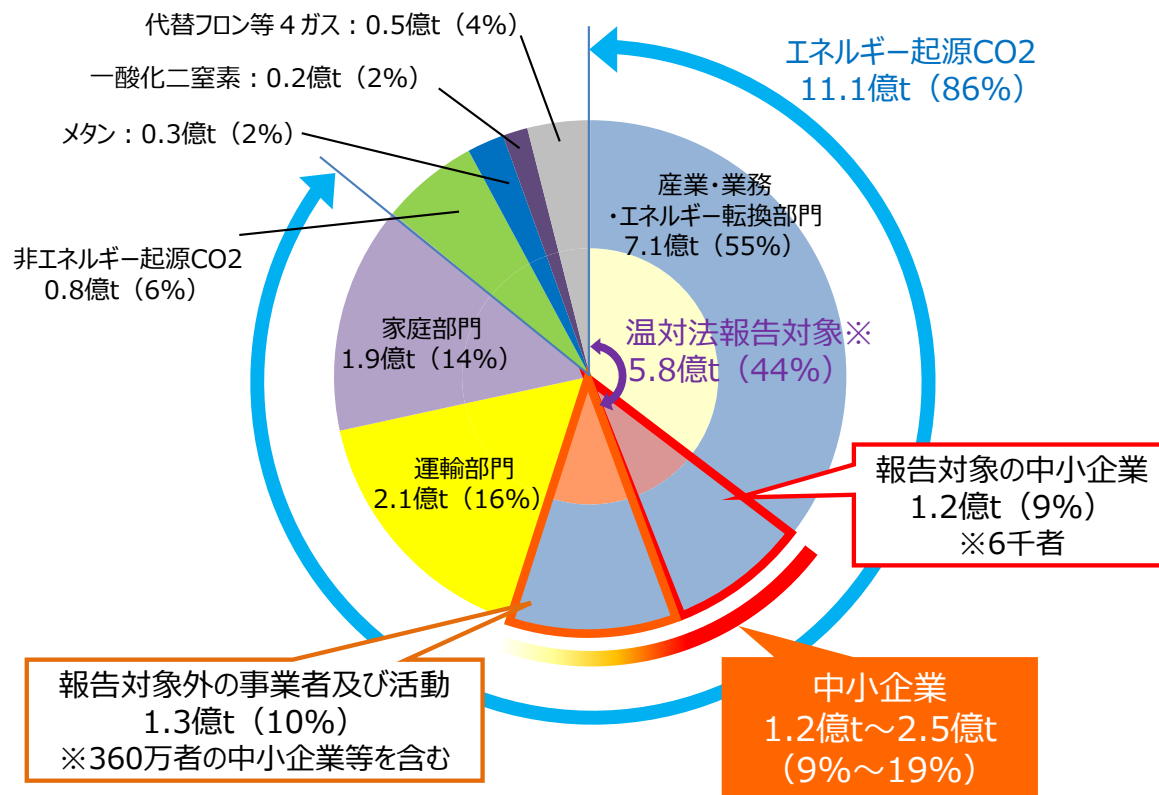
（３）製品や企業の競争力向上

- 取引先企業から選好されやすくなり、既存の取引先との強固な関係性の構築のみならず、新規の取引先開拓にもつながり得る。
- 製品単位の排出量見える化が進めば、製品の差別化を行うことができる。
- CNに向けた取組の価値を広く浸透させるためには、例えば、製品の排出量等の表示ルール策定など、官民による「仕組み作り」が必要。

【参考】 中小企業による温室効果ガス（GHG）排出量の規模感

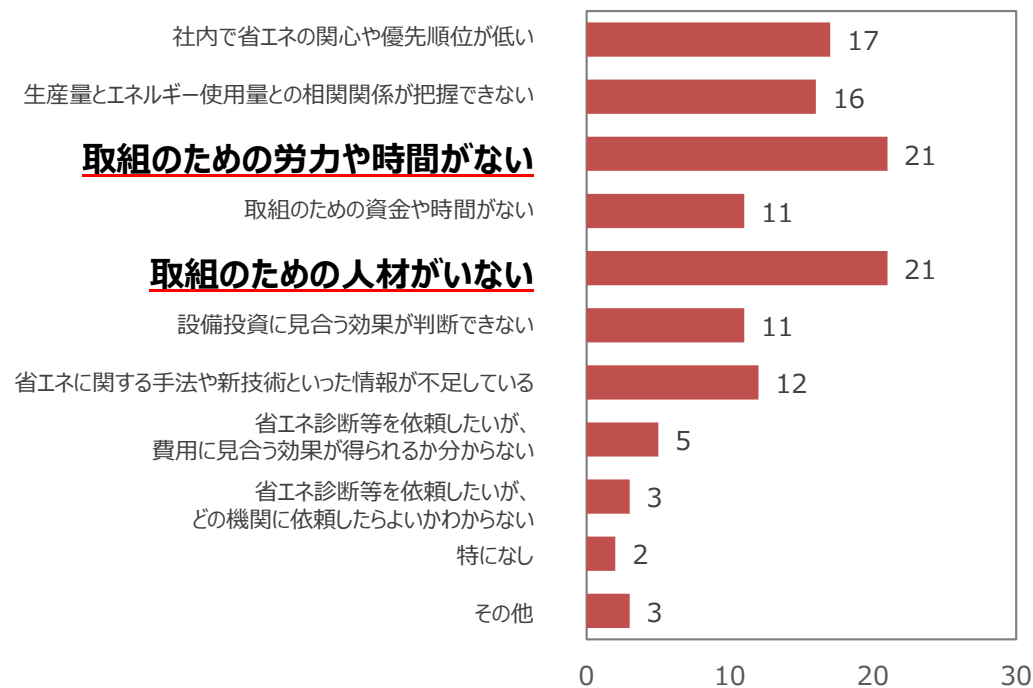
- 日本全体のGHG排出量（12.7億t）のうち、1割～2割弱（1.2億t～2.5億t）は中小企業が占めるため、2050年や2030年の削減目標実現には、中小企業の取組も必要。
 - ✓ 地球温暖化対策法（温対法）の報告対象者（年間3,000t以上排出の企業等）のうち、中小企業（約6,000社）の排出量は合計約1.2億t。
 - ✓ 温対法の報告対象外の企業等による排出量は、約1.3億t（報告対象外の大企業の排出も含まれ、このうち中小企業の排出量を算出することはできないが、大多数の中小企業（約360万社）の排出はこちらに該当。また、これらの中小企業の多くは自社の排出量をそもそも把握していないと考えられる）。

＜日本のGHG排出量内訳（2017年度）＞



- 中小事業者が省エネに取り組むにあたっては、知見・ノウハウや人材の不足等が課題。
- 中小・省エネ診断の更なる活用や中小企業と接点を持つ事業者（エネルギー供給事業者、金融機関、第三者機関）による支援体制の構築が重要。

中小企業が省エネルギーに取り組んでいない理由



(出所) 関東経済産業局「中小企業における省エネルギーへの取組に係る実態調査アンケート結果」
(2018年10月)

中堅・中小企業のGXに向けた施策の全体像

第11回グリーンエネルギー戦略
検討合同会合 資料1 一部加工
(2022年12月14日)

- 関係省庁と連携しつつ、中小企業等の取組段階に応じた支援を行っていくとともに、支援機関の人材育成及び支援機関からの「**プッシュ型**」の働きかけ、**グリーン製品市場の創出**等の施策で後押ししていく。

取組段階に応じた中小企業等への支援

ステップ1 CNを知る

- ・ CNに係る相談窓口の設置
- ・ 中小企業経営者等向けに企業戦略を再構築しながらCNを推進していくための研修を中小企業大学校に追加

ステップ2 見える化 (測る)

- ・ 温室効果ガス排出量を簡易に算定し、削減取組も含めて公表できるよう、ノウハウの提供や国の電子報告システムの整備
- ・ IoTの活用や専門家による分析・提案も通じて、省エネ・省CO2の余地に係る検討を促す。

ステップ3 削減

- ・ 中小機構等による設備投資計画策定・実施のためのハンズオン支援の実施
- ・ 再エネ設備の導入や高効率な生産設備への入替支援などによる省エネ・省CO2を促進

プッシュ型の支援

支援機関の人材育成

人材育成

- ・ 中小機構による支援機関向けの講習会の実施
- ・ 支援機関向けの担当者がCNを推進するポイント等を理解し、相談に対応するためのスキルを習得する研修を中小企業大学校に追加
- ・ 脱炭素化支援に関する資格の認定制度創設

支援機関の体制強化

支援体制 体制強化

- ・ CN対応に関する支援機関の取組を「カーボンニュートラル・アクションプラン」としてとりまとめ、各機関の取組を公表して、見える化
- ・ 支援機関の取組を紹介するネットワーク会議の開催
- ・ CNに関する施策をまとめて情報提供を実施
- ・ 地域の金融機関や経済団体等と連携した地域ぐるみの支援体制構築

ビジネス環境の整備

グリーン製品市場の創出

- ◆ サプライヤの削減努力が反映され、サプライチェーン全体での排出削減を促進するための製品の排出量等の算定・表示ルールの策定やグリーン製品の調達等を官民で推進することにより、グリーン製品が選定されるような市場を創出していく。
 - ・ 我が国企業のサプライチェーン全体での排出削減と製品・産業の競争力強化の観点から、カーボンフットプリント（CFP）の算定にあたって必要と考えられるルールを考察し、CFPに関連する政策対応の方向性を明示する「CFPレポート」、CFPの算定及び検証について、一定の確からしさを担保することができるガイドライン「CFPガイドライン」を2023年3月に策定。
 - ・ 策定したガイドラインに則って算定したグリーン（低炭素・脱炭素）な製品について、今後、公共調達における優先的な調達を進めていく。

中小機構のカーボンニュートラル相談窓口

- ・ 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化について、**オンライン相談窓口を2021年10月新規開設**。
- ・ 2021年12月以降は**北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州本部**で**対面相談窓口を新規開設**。
- ・ 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けた**伴走支援も実施**。

オンライン相談（本部）

- 場所：オンライン（Microsoft teamsまたはzoom）
- 相談時間：毎週火曜・木曜
午前9時～午後5時（事前予約制）
- 費用：無料

相談窓口

- 場所：北海道本部、東北本部、関東本部、中部本部、北陸本部、近畿本部、中国本部、四国本部、九州本部（対面またはオンライン）
- 費用：無料

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだら良いか分からない
 - ✓ 再生可能エネルギーを導入したい
 - ✓ SBTやRE100に加入する方法やメリットを知りたい
- など、幅広い相談に対応

<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>

カーボンニュートラル オンライン相談窓口

中小機構では、中小企業・小規模事業者の方々に、カーボンニュートラル・脱炭素化に関する相談について専門家がアドバイスを実施しています。

相談方法：オンライン会議システム（Zoom・Microsoft Teams）
相談時間：毎週火曜・木曜 午前9時～午後5時（事前予約制）
費用：無料

申し込み：お申し込みは、パソコン、スマホから下記URLもしくはQRコードよりお申し込みください。
https://www.smrj.go.jp/contact/kankai_sd/index.php

詳細は、右記WEBページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>

ものづくり補助金（グリーン枠）

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。
- また、取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点を行う。

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件			従業員規模	補助上限額	補助率		
温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大								
エントリー	事業期間（3～5年）内に事業場単位での炭素生産性年率平均+1%向上 エネルギーの種類別に毎月使用量を整理し、事業所のCO2の年間排出量を把握	— （GHG排出削減の取組未実施又は初歩的な取組でも可）	—	5人以下	750万円以内	2/3		
スタンダード				6人～20人	1,000万円以内			
				21人以上	1,250万円以内			
		5人以下		1,000万円以内				
アドバンス		事業所の電気、燃料の使用量を用途別に把握		本事業で開発に取り組む製品・サービスが、自社のみならず、業界・産業全体での温室効果ガス削減に貢献 小売電気事業者との契約で、一部でも再生可能エネルギーに係る電気メニューを選択 自社で太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーでの発電を導入 グリーン電力証書を購入 J-クレジット制度を活用し、自社での温室効果ガス削減の取組を環境価値として売却	SBT（Science Based Targets）若しくはRE100に参加 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当 省エネルギー診断を受診		6人～20人	1,500万円以内
							21人以上	2,000万円以内
	5人以下		2,000万円以内					
	6人～20人		3,000万円以内					
	21人以上		4,000万円以内					

※1 取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点を行う。

※2 グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。（ただし、撤去費用> 中古販売収入の場合のみに限る）

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

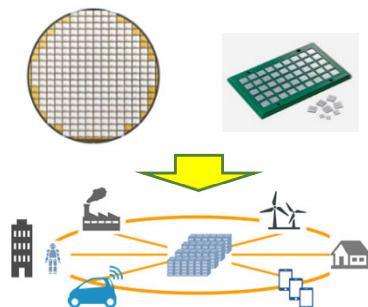
- エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備
- ※対象設備は、機械装置。

<措置内容>

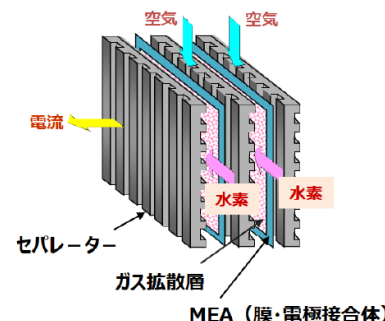
税額控除10%又は特別償却50%

<製品イメージ>

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

- 事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※）
- ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要
- ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%
3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

<計画イメージ>

【外部電力からの調達】



【エネルギー管理設備】



生産ライン①
生産設備

生産ライン②
生産設備

生産ライン③
生産設備刷新

対象

GX関連資金繰り支援

- 日本政策金融公庫において、新たにGXに取り組む者に対する融資制度を創設

○貸付対象

温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む者

- (1)事業者が自身の温室効果ガス排出量の改善や効率化に係る取組

企業単位で、事業計画期間内において炭素生産性を年率平均1%以上向上させる取組。

※炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量

(付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費)

- (2)グリーン分野に係る取組

「グリーン成長戦略」に記載されている14分野(洋上風力・太陽光・地熱産業、自動車産業・蓄電池産業等)における課題解決に資する取組

○資金使途

GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）及び長期運転資金。

○貸付利率

特利①

特利②(Jクレジット制度においてクレジットの認証を受けた者やエコアクション21の認証・登録、ISO14064-1の認証又はSBTの認定(効力を有するものに限る)を受けている者)

※長期運転資金及び土地の取得資金は基準利率

○貸付期間

設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

中小企業のカーボンニュートラル支援策パンフレット等

- カーボンニュートラルに関連する中小企業支援策やCO2排出量の算定方法について分かりやすい広報資料を作成。
- 支援策パンフレットについては、2023年3月から経済産業省だけでなく環境省の支援策も一緒にとりまとめ。



中小企業等の

カーボン
ニュートラル

支援策

2023年3月

STEP1 CNについて知る STEP2 排出量等の把握 STEP3 排出量等の削減

専門家サポート 大企業 中堅企業 中小小規模

相談 情報収集

カーボンニュートラル相談窓口

カーボンニュートラルにこれから取り組む事業者、既に取り組んでいる事業者の様々な相談に対応

何から始めたらいいかわからない

経営にどう活かしたら？

取引先にアピールしたい

中小企業基盤整備機構では、中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について、専門家による対面及びweb相談を実施しています。

- 経験豊富な専門家によるアドバイス
- 無料で何度でも
- オンライン窓口もあるため全国どこからでも相談可能

詳細 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 <https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos/000001to2v.html>

中小企業のみなさん！！

自社のCO₂排出量を算定しませんか？

近年、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルや温室効果ガス排出量削減を目指す企業が増加したり、金融機関による融資先の温室効果ガス排出量を把握する動きが高まったりするなど、中小企業にとってもカーボンニュートラル対応は決して他人事ではありません。まずは、自社のCO₂排出量を算定し「見える化」することから始めてみませんか？

取引先からの要請に対応しやすくなる

自社の排出量を「見える化」することで...

融資を受ける際に有利に...

温室効果ガスとは、CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の総称です。CO₂には、燃料・電気・熱の使用に伴う排出「エネルギー起源CO₂」と、工業プロセスの化学反応等による排出「非エネルギー起源CO₂」があり、**ご案内するのは中小企業の排出の多くを占める「エネルギー起源CO₂」の算定方法です。**

基本の算定式

燃料・電気・熱の使用量に、排出係数を乗じることでエネルギー起源CO₂排出量を算定することができます。算定方法は、次のページでご案内します。

活動量
(使用量)

×

排出係数

算定ツール（例）

- 日本商工会議所 CO₂チェックシート
電力・灯油・都市ガスなどエネルギー種別に毎月の使用量・料金を、Excelシートに入力・蓄積することで、CO₂排出量が自動的に計算されます。
<https://eco.jcci.or.jp/checksheet>
- 民間事業者のツール
「中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン」の登録者の中で、温室効果ガス排出量の算定ツールを提供している事業者もいます。
登録リストの「温室効果ガス排出量算定ツール提供」の欄をご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

※記載している内容は、作成時点のものです。
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 2022年10月

経済産業省HPの「温暖化対策」、「中小企業関連」のページからダウンロードください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

3. サプライチェーン排出量見える化と カーボンフットプリント

Scope1, 2, 3の算定とCFP

GHG Protocol Scope1,2,3

CFP

算定の粒度

組織単位のGHG排出量

製品単位のGHG排出量

算定の 対象範囲

サプライチェーン全体
(Scope1+Scope2+Scope3)

ライフサイクル全体、または製品の生産まで

排出量の 整理方法

- Scope1は事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
- Scope2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- Scope3はScope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)
 - 15のカテゴリに分類され、それぞれにおいて算定方法が決められている

原材料調達、生産、流通、販売、使用、維持管理、廃棄、リサイクルに分けて考える

- Cradle to Gate : 生産までを算定対象
- Cradle to Grave : 廃棄・リサイクルまでを算定対象

各段階についてプロセスを分解し、各プロセスにおけるGHG排出量(除去・吸収量)を計算し、合算する

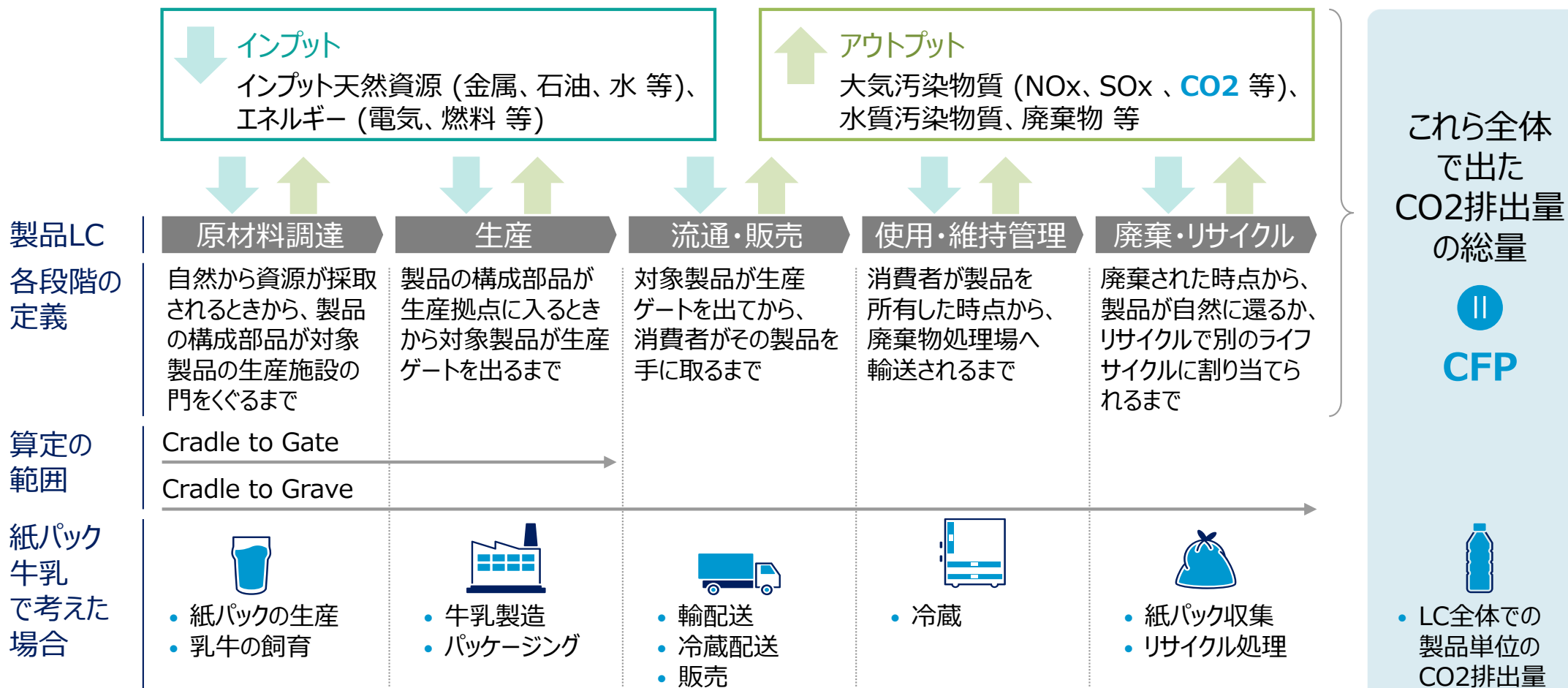
主な国際的な ルール

- Corporate Accounting and Reporting Standard (Corporate Standard)
- Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standard

- ISO14067
- Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard

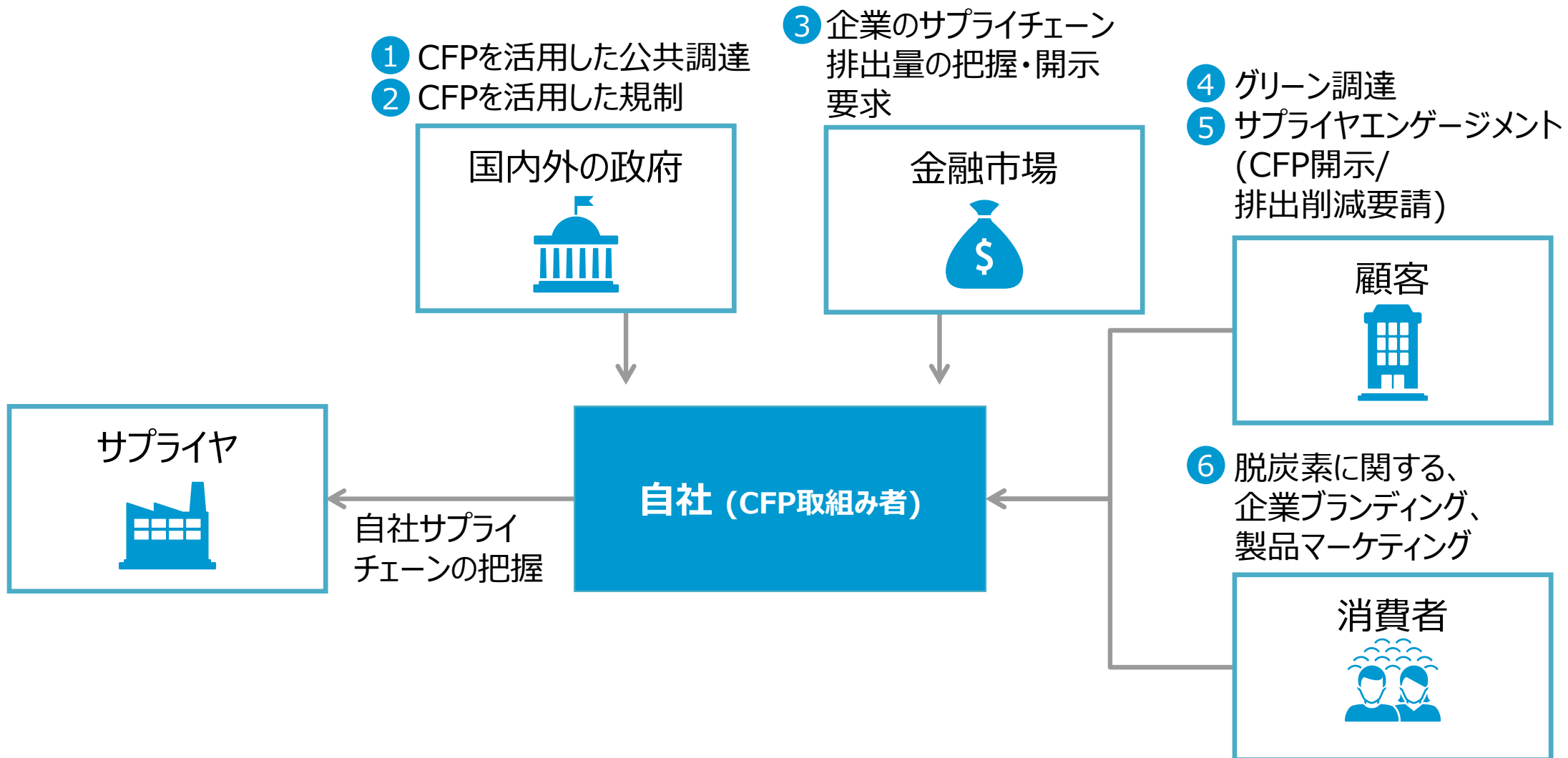
カーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリント(CFP)の役割

- CFPは、自社の製品のサプライチェーン上におけるCO2排出量を、ライフサイクルアセスメント(LCA)の観点から算定したものであり、CFPに取り組むことで、自社製品サプライチェーン上で、優先的にCO2排出削減に取り組むべき工程を把握することができる
- カーボンニュートラルを実現するため、脱炭素・低炭素製品(グリーン製品)が選択されるような市場を創り出していく必要があり、その基盤としてCFPを見える化する仕組みが不可欠



企業がCFPに取り組む意義

- 近年の気候変動問題への関心の高まりを踏まえ、企業を取り巻く多様なステークホルダーが、様々な目的からCFPを企業に要請し始めている。CFPは企業の競争力を左右するものになりつつある



国内外におけるCFPの利活用の動き

- 海外では、官民におけるCFPを利活用した調達行動が進んでいる
- 我が国においても、適切に算定されたCFPに基づくグリーン調達を推進する必要

政府 の活用	法/規制	① CFPを活用する公共調達			
		a Buy Clean(米国)	b 電子機器の調達でのEPEAT活用(米国)	c 建築材でのLEED活用(米国)	d グリーン購入法(日本)
	概要	CFPの少ない建材使用を促進するため、EPDを取得、かつCFPの制限値を下回る建材のみの公共調達を義務化	大統領令で、電子機器の調達において、EPEAT登録商品の購入比率を95%にする ^{注釈} と宣言。EPEATはLCAの実施等で加点	一部地域の公共調達LEEDを義務化。民間の建設に対しても、インセンティブを与える地域もある。LEEDは、EPDを取得した材料を用いることで加点	環境物品等の調達の推進に関する基本方針に、できる限りLC全体にわたって環境負荷の低減を考慮することが記載されている
	法/規制	② CFPに関する規制			
	法/規制	e CBAM(EU)	f バッテリー規制(EU)		
	概要	気候変動対策が不十分な輸入品に、水際で炭素課金を行う。自国からの輸出に対して炭素コスト分の還付を行う場合もある	EUにおけるバッテリーがサステナブルあることを保証するため、CFPの申告、上限値の導入を規定		
民間 の活用	取組み	サプライチェーン排出量の把握・開示要求			
		g TCFD	h  First Movers Coalition	i  ZF	i  FOUNDATION EARTH
	概要	日本ではプライム市場上場企業に対して事実上義務付けられているTCFDの提言に沿った開示は、Scope3の排出量も含まれている	グローバル企業が脱炭素に資する製品の調達に集団でコミット。CFPも含めた調達基準を設定	サプライヤーに期待するCFP値を示した上で、実績値を把握/評価する	欧州の小売・食品の企業コンソーシアムが、統一的な環境スコアを構築し、消費者がサステナブルな購買意思決定を行うためのラベルを表示

(出所)THE WHITE HOUSE Briefing Room, H.R.1512 - CLEAN Future Act, European Commission website, FMC website

(注釈)EPDとは、Environmental Product Declarationの略称で、LCAに基づく製品の環境情報を公開するタイプIII環境宣言

(出典) 第1回カーボンフットプリント検討会 資料4より抜粋

CFP算定における国際ルール

- ISOやGHGプロトコル等、カーボンフットプリントの算定には国際ルールが複数存在するが、解釈の余地のある箇所や明記されていない事項があり、企業が独自に算定方法を設定せざるを得ないため、異なる企業間でのグリーン製品の公平な選択が困難である。
- また、複数の取引先からCFPを求められるような状況においては、異なる取引先から異なる方法に基づいた算定を求められることもある。

標準・規格



ISO14067
及び関連規定

- LCAに関する国際規格（ISO14040及びISO14044）に基づく製品カーボンフットプリント全般に関する唯一の国際規格
- 国内企業はISOを参照する事業者が多い傾向

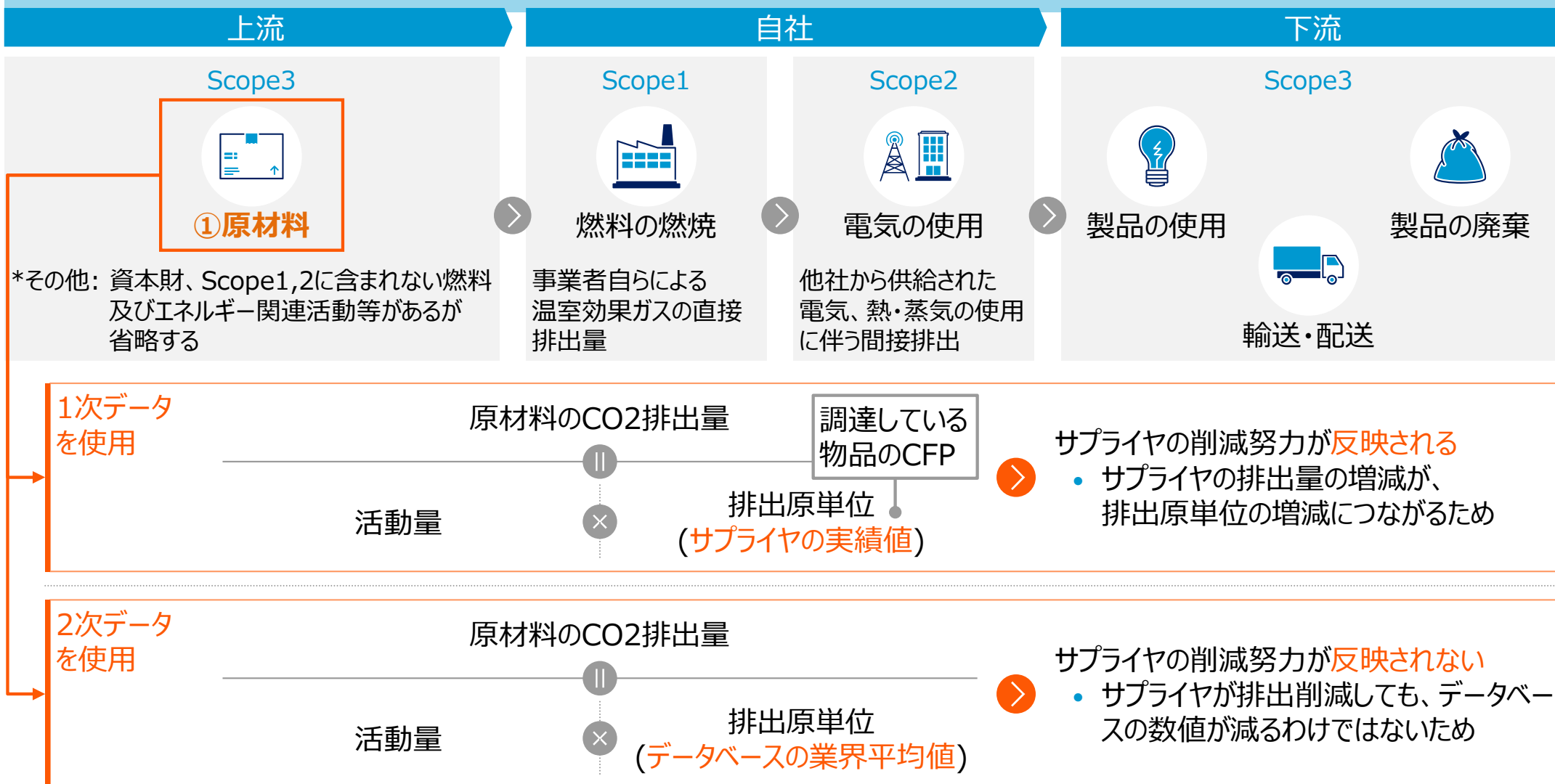


GHG Protocol
"Product Standard"

- WBCSDが主導して策定
- "GHG Protocol" のCFP版
- 海外を中心に、依然として多くの企業が参照

CFP算定における「1次データ」の使用

- CFPの算定には、サプライヤを含めた排出の実績値(1次データ)を収集してのCFP算定が望ましい。しかし、実務上、産業平均値等のデータベースの数値(2次データ)を用いて推定する場合が多い
- 他方、2次データを用いた計算では、サプライチェーンの上流側の部素材の排出削減努力は反映できないため、サプライチェーン全体での排出削減の動きにつながり難い



カーボンフットプリント検討会

(サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会)

CN実現のためのサプライチェーン全体での排出削減に向けて、グリーン製品が選択されるような市場を創出し、我が国の成長に繋げていくため、

① 国内外のCFP を巡る状況を整理するとともに、我が国企業のサプライチェーン全体での排出削減と製品・産業の競争力強化の観点から、参照すべきルールを考察し、CFP に関連する政策対応の方向性を明示するレポート「CFP レポート」

② CFP の算定及び検証について、上記の観点から具体的に必要と考えられる事項・枠組について整理し、それを満たすことで一定の確からしさを担保することができるガイドライン「CFP ガイドライン」

上記について議論する検討会を開催。

<委員>

座 長 稲葉 敦	一般社団法人 日本LCA推進機構 理事長
委 員 伊坪 徳宏	東京都市大学環境学部 教授
伊藤 祐樹	三井物産株式会社
河村 渉	一般社団法人 CDP Worldwide-Japan シニアマネージャー
田原 聖隆	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 IDEAラボ ラボ長
渡慶次 道隆	株式会社ゼロボード 代表取締役
野村 祐吾	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 環境対策部 審査グループマネージャー
長谷川 晃一	ボストン コンサルティング グループ合同会社 マネージングディレクター & パートナー
深津 学治	グリーン購入ネットワーク 事務局長

オブザーバー 環境省、経団連、日商、全銀協、Green × Digitalコンソーシアム、G-CPS協議会

<開催実績>

2022年9月22日 第一回検討会

テーマ： 「論点と検討の方向性」の提示

「CFPレポート」「CFPガイドライン」のイメージの提示

2022年10月27日 第二回検討会

テーマ： 目的に応じたCFPの算定・検証等における論点①

「レポート骨子案」「ガイドライン骨子案」について

2022年12月7日 第三回検討会

テーマ： 目的に応じたCFPの算定・検証等における論点②

「レポート骨子案」「ガイドライン骨子案」について

2023年1月31日 第四回検討会

テーマ： 「レポート案」及び「ガイドライン案」の内容の検討

レポート案及びガイドライン案についての意見募集

書面審議

2023年3月31日 CFPレポート、CFPガイドラインの公表

カーボンフットプリントレポート(CFPLレポート)の概要

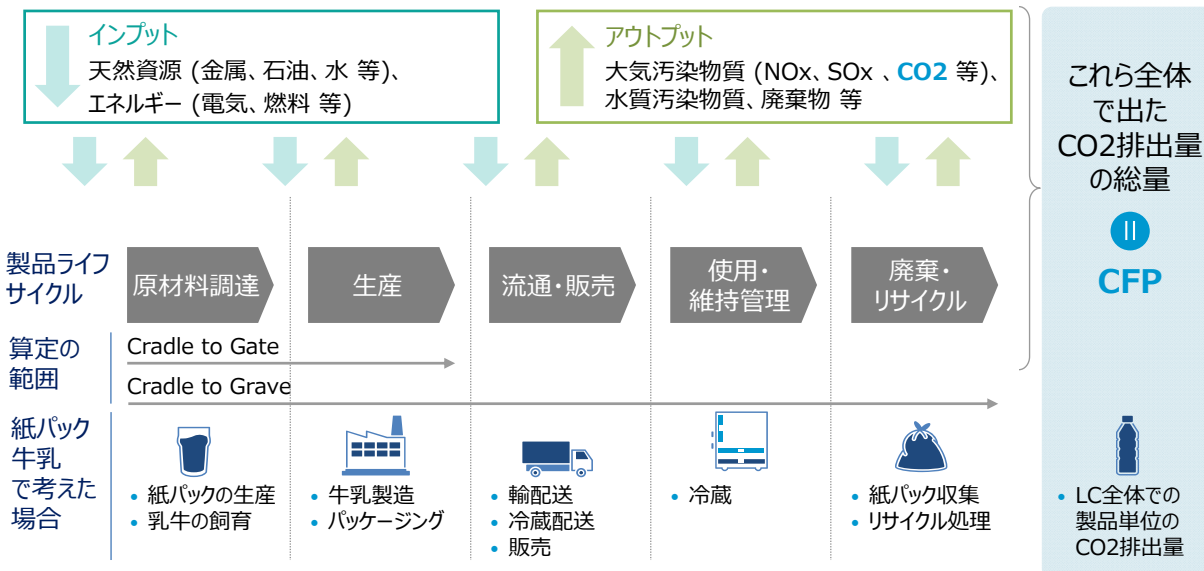
1. 背景・位置づけ

- カーボンニュートラルを実現するため、脱炭素・低炭素製品(グリーン製品)が選択されるような市場を創り出していく必要があり、その基盤としてCFPによる排出量見える化の仕組みが不可欠
- 企業においても、Scope3を含めたサプライチェーン全体での排出量を開示する要請から、サプライチェーン上でCFPを求める動きが広がりつつある。また、国際的には、グローバル企業によるグリーン製品の調達行動等が加速している。
- 上記の背景を踏まえ、本レポートでは(1)CFPとは何か、(2)CFPの取組の現状と課題、今後の方向性、(3)今後に向けた政策の論点、について整理する。

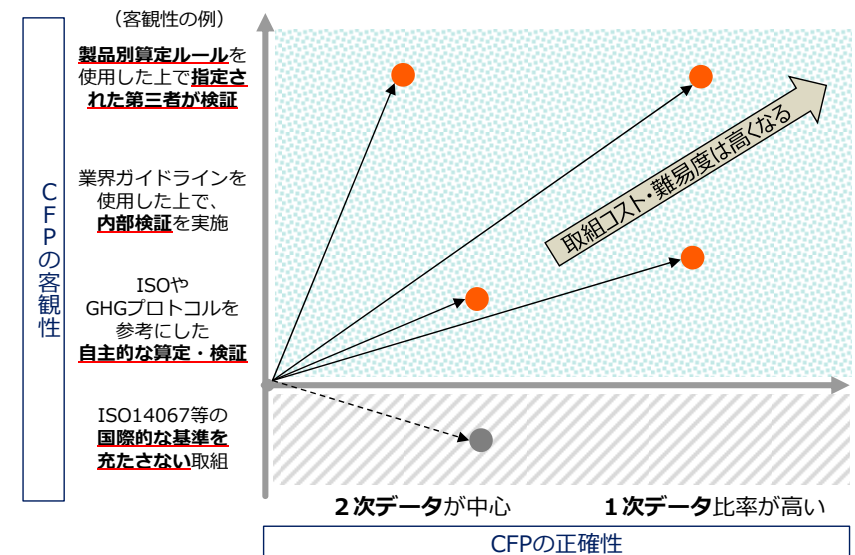
2. CFPの定義・現状

- CFPは、自社の製品のサプライチェーン上におけるCO2排出量を、ライフサイクルアセスメント(LCA)の観点から算定したもの
- 直接測定した実測値(1次データ)を用いることでより正確な算定が可能となるが、実務上、データベースの値(2次データ)を用いた算定が主流で、サプライチェーン上流側の排出削減努力は必ずしもCFPに反映されていない。
- CFP算定には、ISOやGHGプロトコルといった国際的な基準が存在するが、これらは解釈の余地がある等の課題が存在する。
- また、CFPの確からしさには、正確性と客観性の観点が存在し、利活用シーン等に応じて、求められる確からしさは異なる。どの程度の確からしさが求められるかを念頭に置いて取り組むことが、費用対効果の観点から重要。

カーボンフットプリント(CFP)とは製品ライフサイクル全体での排出量の総量



CFPの確からしさを向上させるためには取組コスト・難易度が高くなる

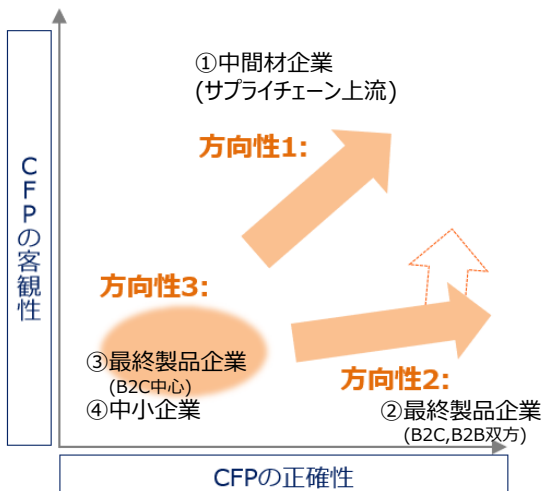


カーボンフットプリントレポート(CFPLレポート)の概要

3. 産業別の課題・今後の方向性

- ① サプライチェーン上流の企業（鉄鋼、化学等）
 - 多排出産業であることが多く、**排出量可視化や削減の要請**が高まっている。また、顧客企業において**CFPの製品間比較**がされる蓋然性が高い
 - 業界での**製品別算定ルール**の確立による**公正な比較**や、削減努力が反映されるための**1次データ算定、サプライチェーンデータ連携**が重要
- ② B2B、B2C双方のビジネスがある最終製品企業（自動車、電機電子等）
 - 上流に加え、使用段階の排出量も含めた**サプライチェーン全体のCFP算定**が求められている。また、**公共調達等でのCFPの活用**が始まっている
 - CFPの取組は一部グローバル企業で進み、日本も取組をリードすることに期待。**裾野の広いサプライチェーン全体の効率的データ共有**が鍵
- ③ B2Cが中心の最終製品企業（衣料品、食品等）
 - 欧米を中心にサステナブル重視の消費が進展し、**CFPの開示によるブランディング**の動きが拡大。海外では**表示の義務化**の検討が始まっている
 - 商品点数が多く製品開発サイクルが短いため、**簡易にCFP算定を行うニーズ**が増大。これまで**CFPに取り組んでいないサプライヤの巻き込み**が必要
- ④ 中小企業
 - 日本全体の排出量の1～2割弱を占めるが、取組は限定的。他方、**サプライチェーン全体の中でCFPの算定・開示を求められる動き**は拡大
 - 個別企業では対応が難しく、**業界団体やサプライチェーン企業で連携した取組の後押し**が効果的。**削減努力が反映される市場創出**が重要

産業セグメント別の取組の方向性



- 方向性1:** 客観性・正確性双方を重視
- 方向性2:** 正確性を高めることを重視
(一部製品は客観性も高める必要)
- 方向性3:** 比較的易しい方法で算定する
製品数を増やす

4. 今後に向けた政策の論点

- ◆ CFPの取組指針(**CFPガイドライン**)の策定、**1次データ活用の促進**
 - 事業者が参照することで、国際基準に整合したCFPの算定等を行うことのできる取組指針(**CFPガイドライン**)を策定。**優先的に1次データを用いるべき場合を明示**することで、1次データの活用、サプライチェーン全体での排出削減を促進。
- ◆ **政府調達や民間調達**におけるCFPの活用推進
 - 国や地方自治体による公共調達をモデルケースとし、民間企業の調達行動への波及を進める
- ◆ 広く利活用可能な**排出係数の整備**
 - 需要家が**エネルギー(電力・熱等)由来の排出を算定するための排出係数**の整備
 - 輸入原材料や海外サプライヤ**も含む、サプライチェーン上流由来の排出係数の提供支援
- ◆ **製品別算定ルールの策定推進**
 - 例えば公共調達等も念頭とした、公平な算定・比較に必要な製品別算定ルールの策定支援
- ◆ CFPに関する知見を持った**人材の育成**
 - 算定や内部検証を行うCFPに知見を持った社内人材の育成
- ◆ **中小企業の支援**
 - 1次データを用いた算定には中小サプライヤの巻き込みが必要。インセンティブ設計も含めた支援を検討
- ◆ **第三者検証に関する需要拡大**への対応
 - CFPの取組拡大に対応できる第三者検証の供給拡大への検討

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と、「比較されることが想定される場合」(公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合)の**追加的要件**を整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行えるよう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「比較されることが想定される場合」については、基礎要件に追加して満たすべき要件を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例

満たすべき要件

基礎要件

- 自社製品のCFPを算定することで、サプライチェーンの中で排出量の多いプロセスを特定し、削減計画を検討する。
- 取引先から、他社製品と比較しない前提でCFPを求められるのに対応して、CFPを算定する。
- 他社製品とは比較できないという前提で自社製品のCFPを算定して表示する。

+

比較されることが 想定される場合

- CFPを活用した公共調達
- CFPを活用した民間の調達

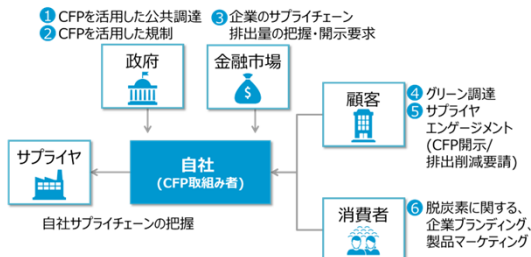
CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能となる。また、本ガイドラインが標準となることで、異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められるといった問題が一定程度解消されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記することで、業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進され、公共調達等にも活用されることが期待される。
- 優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示することで、1次データの活用促進、ひいてはサプライチェーン全体での排出削減が促進されることが期待される。

(参考) CFP算定の取組の流れ

Step1 算定方針 の検討

CFPの取組の目的や用途を明確にする



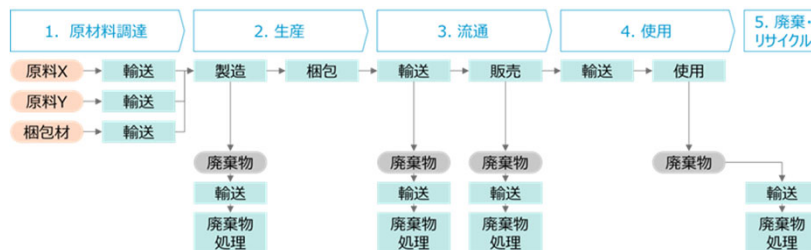
参照するルールを定める

- ISO等の国際的な基準
- 本指針
- 製品別算定ルール/自社ルール

※複数のルールを参照することも可能

Step2 算定範囲 の設定

算定対象製品のライフサイクルを構成するプロセスを明確にする



Step3 CFPの 算定

各プロセスのGHG排出量 (及び除去・吸収量) を計算し、合算する

当該プロセスの
GHG排出量

=

活動量

原材料の使用量、製造における電力消費量 等

×

排出係数

活動量の単位あたりGHG排出量

原料調達
における例



製品 1 つあたりの
素材Aの調達量
2.5kg



素材Aの
排出係数
12 kgCO₂e/kg

Step4 検証・ 報告

CFPが適切に算定されているかを確認

算定のロジック



データ
収集方法



CFPの算定結果をとりまとめる

算定報告書



カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)の構成

第1部 本ガイドラインに関する基本的考え方、CFPの意義・目的

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 想定する読み手
- (3) 用語集
- (4) CFPに取り組む意義・目的
- (5) CFPの提供を受けて利活用する者が注意しなければならないこと

第2部 CFPに関する取組指針

- Step0 CFP算定の原則
- Step1 算定方針の検討
- Step2 算定範囲の設定
- Step3 CFPの算定
- Step4 検証・報告

(別冊) CFP実践ガイド

- 第1章 CFP実践ガイドの目的と位置づけ
- 第2章 CFP実践ガイド
 - 第1節 算定
 - 第2節 表示・開示
 - 第3節 削減対策の実施に向けて
- 第3章 おわりに

CFPガイドラインを踏まえた今後の方向性

- CFPガイドラインを踏まえた算定・表示等を通じ、事業者の自主的なCFPの算定・把握や、官民におけるグリーン製品の調達行動を促すことで、製品サプライチェーン全体での排出削減を進める
- そのため、以下について今後取り組んでいく。



・事業者によるガイドラインに則した算定・検証・表示等
・ガイドラインに則して算定等されたグリーン製品の官民による調達
(グリーン購入法等に基づく公共調達、GXリーグ賛同企業などによる調達、等)

1. 国内CFPルール等の環境整備

- ① 製品別算定ルールの策定支援
- ② LCA向けエネルギー排出係数の検討
- ③ 1次データ利活用拡大に向けた検討

2. グリーン調達の仕組みの構築

- ① 公共調達におけるグリーン製品の検討
- ② GXリーグにおける自主的なルール形成
- ③ グリーン需要拡大に資する制度設計

3. 中小企業を中心とした取組支援

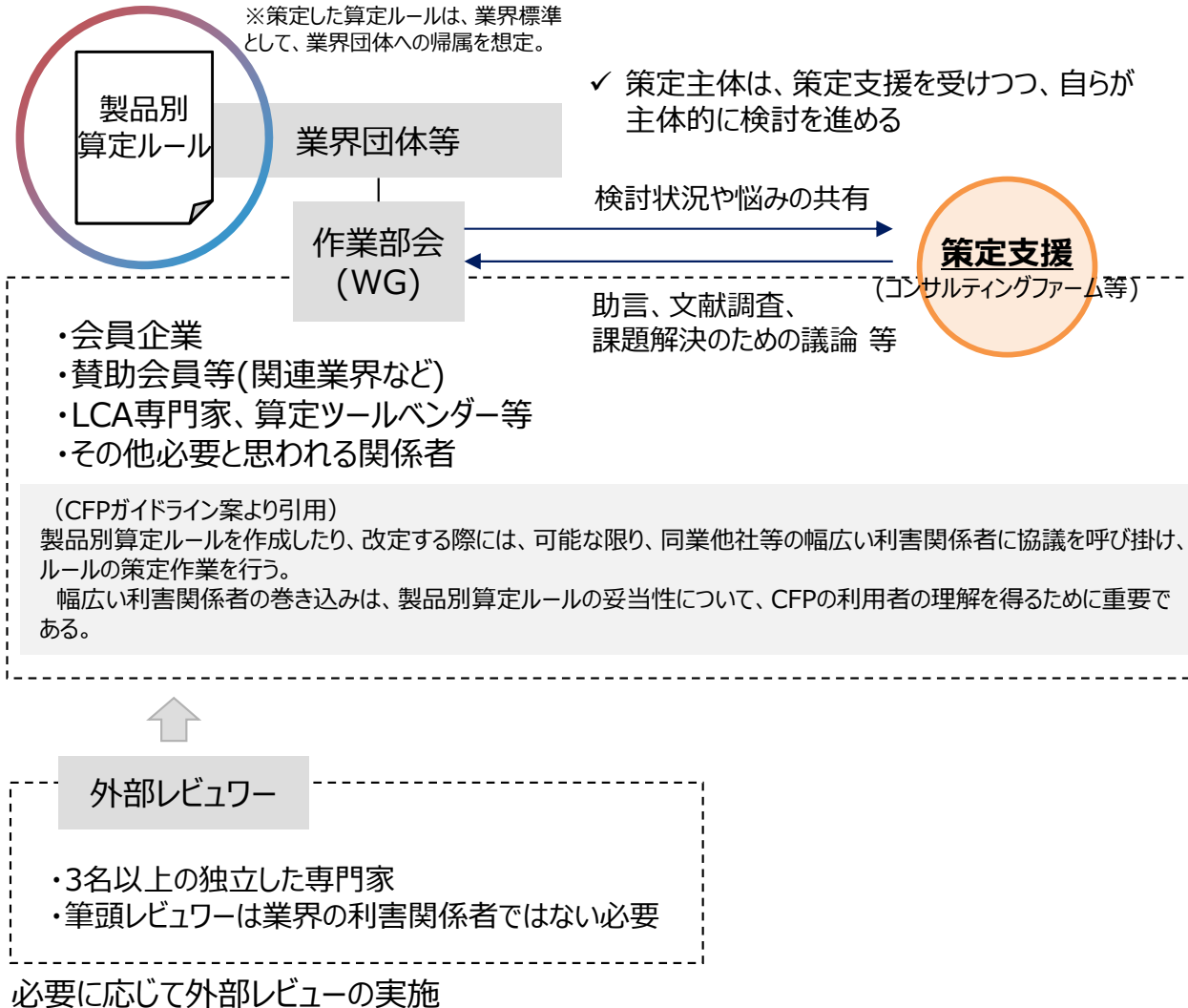
- ① 広く利活用可能な2次DBの提供支援
- ② LCA人材の育成支援
- (③ アジアサプライチェーンへの取組展開)

経済産業省 令和5年度の取組

1. 製品別算定ルール策定の支援

(製品別算定ルール策定支援のイメージ)

※策定した算定ルールは、業界標準として、業界団体への帰属を想定。



(参考)今年度の算定ルール策定支援の対象団体

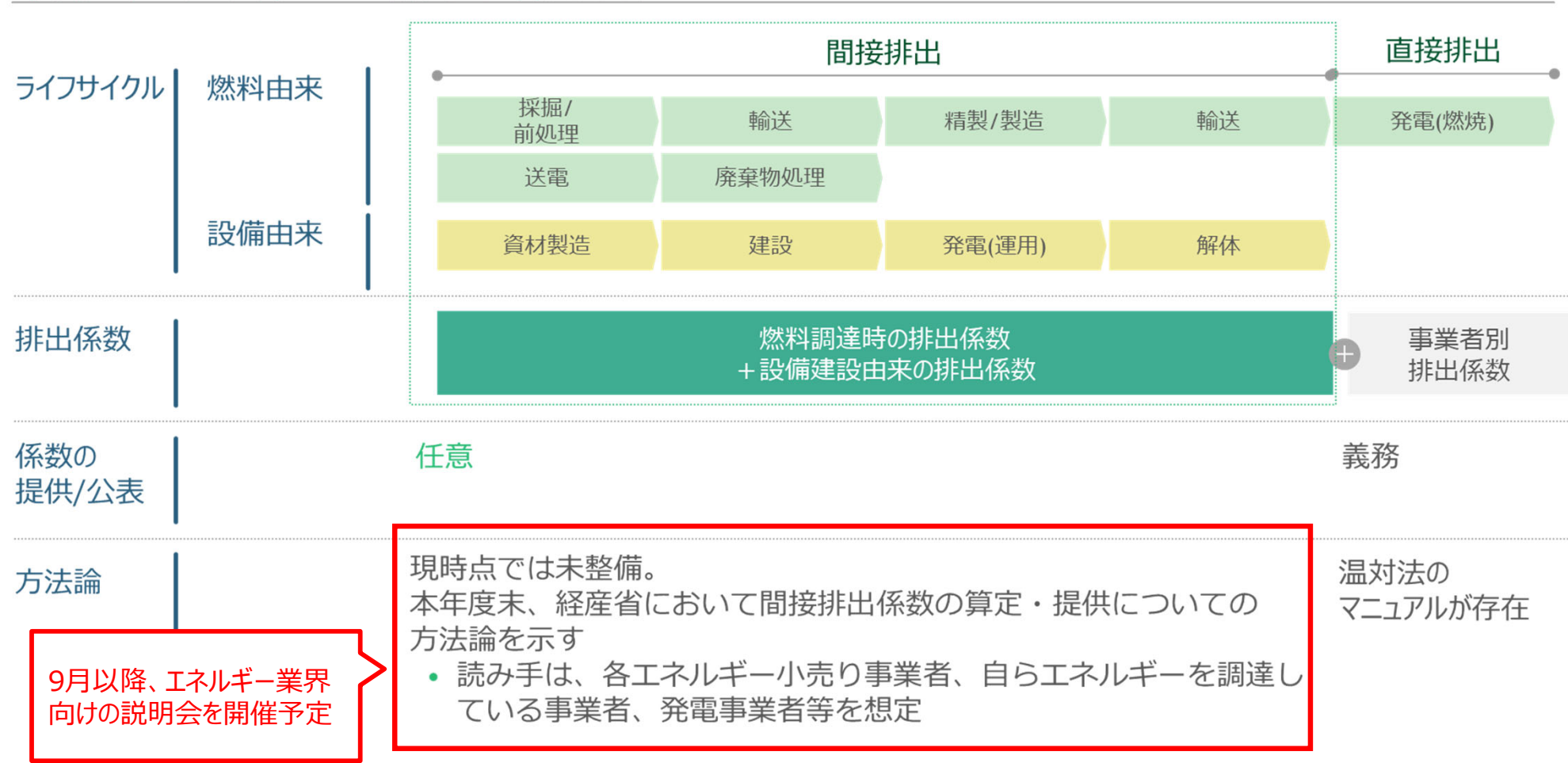
- 参加団体①
 - 一般社団法人全日本文具協会
 - プラス株式会社
 - シヤチハタ株式会社
 - コクヨ株式会社
- 参加団体②
 - 日本製紙連合会
 - 三菱製紙株式会社
 - レンゴー株式会社
 - 王子ホールディングス株式会社
 - 日本製紙株式会社
 - 北越コーポレーション株式会社
 - 大王製紙株式会社
- 参加団体③
 - 一般社団法人オフィス家具協会
 - コクヨ株式会社
 - 株式会社イトーキ
 - 株式会社内田洋行
 - 株式会社オカムラ
- 参加団体④
 - 日本電信電話株式会社
 - NTTアドバンステクノロジ株式会社
 - NTTデータグループ
 - NTTテクノクロス株式会社
 - NTTコムウェア株式会社
 - 株式会社クニエ
 - 株式会社日立製作所
 - 日本電気株式会社
 - 富士通株式会社

経済産業省 令和5年度の取組

2. エネルギー由来排出係数の整備

エネルギー転換 (燃料の燃焼等) の際に直接排出したGHGに加え、それ以外の間接的な排出量も含めるため、エネルギー排出係数の整備が必要

使用エネルギー由来のGHG排出量の算定方法



経済産業省 令和5年度の取組

3. 官民によるグリーン調達の実進

官民におけるグリーン製品の調達を進める意義と課題

第1回勉強会(5/26)
経産省資料より再掲

- 低炭素・脱炭素の製品（グリーン製品）は、研究開発や設備投資等のために通常の製品よりも高コストとなるが、カーボンニュートラルを実現するためには、値段が高くてもグリーン製品が買われる世界を創り出すことによって、産業界が製品のグリーン化に積極的に取り組むインセンティブを高める必要がある
- そのためには、まずは公共調達において、国が率先してグリーン製品を調達するとともに、そうした調達行動をGXリーグ賛同企業等の意識の高い民間企業にも行ってもらえるよう先導していくことが必要。そうしてグリーン製品の需要が喚起されれば、価格低減、それによる更なる需要拡大も期待できる
- また、国際的にも公共調達のグリーン化に向けた動きが進み、グリーンな製品が国際競争力があるという方向に進みつつある中で、日本製品の国際競争力の維持・強化のためにも、国内で公共調達のグリーン化を進めることによって、日本製品のグリーン化を促すことが重要

調達行動のグリーン化に際して検討が必要な課題例

- 脱炭素と経済成長を実現するために、グリーン製品の判断基準や、その算定方法の検討
- どういった製品でグリーン調達を進めて行くかにあたって、例えば、(1)GHG排出削減に寄与するインパクト度合、(2)その産業・製品のグリーン化に伴う産業競争力の観点、(3)国際的な規制や調達行動の動向等を踏まえた検討
- 製造プロセスの脱炭素化費用に対する価格負担の検討

- 環境省 特定調達品目検討会におけるCFP要件の検討(～年内)
- GXリーグにおけるグリーン製品の価値付けに関する議論
- GX推進会議におけるグリーン市場創出に向けた機運醸成の方針

等を踏まえ、CFPの観点からグリーン製品の調達を進める意義と課題について検討を進める

官民におけるグリーン製品の調達を進める意義と課題

- 低炭素・脱炭素の製品（グリーン製品）は、研究開発や設備投資等のために通常の製品よりも高コストとなるが、カーボンニュートラルを実現するためには、値段が高くてもグリーン製品が買われる世界を創り出すことによって、産業界が製品のグリーン化に積極的に取り組むインセンティブを高める必要がある
- そのためには、まずは公共調達において、国が率先してグリーン製品を調達するとともに、そうした調達行動をGXリーグ賛同企業等の意識の高い民間企業にも行ってもらえるよう先導していくことが必要。そうしてグリーン製品の需要が喚起されれば、価格低減、それによる更なる需要拡大も期待できる
- また、国際的にも公共調達のグリーン化に向けた動きが進み、グリーンな製品が国際競争力があるという方向に進みつつある中で、日本製品の国際競争力の維持・強化のためにも、国内で公共調達のグリーン化を進めることによって、日本製品のグリーン化を促すことが重要

調達行動のグリーン化に際して検討が必要な課題例

- 脱炭素と経済成長を実現するために、グリーン製品の判断基準や、その算定方法の検討
- どういった製品でグリーン調達を進めて行くかにあたって、例えば、(1)GHG排出削減に寄与するインパクト度合、(2)その産業・製品のグリーン化に伴う産業競争力の観点、(3)国際的な規制や調達行動の動向等を踏まえた検討
- 製造プロセスの脱炭素化費用に対する価格負担の検討

